

【研究メモ】

## 国際法における先住民族の自決権

——サーミ条約の意味するもの——

孫 占 坤

はじめに

### 1. サーミ条約への道程

- (1) 「サーミ人」から「サーミ民族」へ
  - (2) 国際条約づくりへの始動
  - (3) 国際条約に関わる幾つかの問題
- ### 2. サーミ条約における権利規定の特徴
- (1) 条約を貫く基本的な考え
  - (2) 自決権
  - (3) サーミ議会
  - (4) 集団的権利

おわりに：サーミ条約の意味するもの

はじめに

「すべての人民は、自決の権利を有する」。

国際人権規約（社会権規約、自由権規約）共通第1条の冒頭に掲げられた自決権の規定は、当初の植民地からの解放——多くの場合、独立国家を樹立すること——を正当化する論理から、外国の占領下またアパルトヘイト支配下の人民が征服や差別に立ち向かう過程でも適用されるなど、その普遍的適用が認められてきた。2007年9月13日の国連総会において、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、そこで、先住民族は自決権を有することが明記され、自決権の普遍的適用が一層国際社会の理解を得ることになったのである。

国連の先住民族権利宣言が採択されてから10年は経つ。自決権が「権利」として明記された同宣言の下、世界各地における先住民族の訴えや闘いは一層活発化している。本稿はこのような、自決

権の普遍的適用問題を考える一つの素材として、北欧に生活するサーミ民族の問題を取り上げる。その理由は、本文で叙述するように、現在、サーミ民族の自決権を盛り込んだ世界初の国際条約が合意に達するなど、今日の国際社会における先住民族問題を考える上で、サーミ問題の議論が「前衛」的役割を果たしているように思えるからである。以下、まず、サーミ民族の権利保護をめぐる近年の動向を振り返り、その上、サーミ条約案の内容について検討を行う。最後に、国際法における自決権の普遍的適用を考える上で、サーミ条約の意義またその問題点について言及したい。もっとも、同条約をはじめ、サーミ問題の国際法における意義は、国連における先住民族の議論と共に、現在世界各地で行われている個々の先住民族の議論との比較検討の中ではじめて明らかにされるものであろうと理解するので、本「メモ」はあくまでそのための「予備研究」であることをお断りしておきたい。

### 1. サーミ条約への道程

#### (1) 「サーミ人」から「サーミ民族」へ

サーミ (Saami) 人はロシアのコラ半島を含め、ノルウェー、スウェーデン、フィンランドが位置するスカンジナビア北部の広い地域に分布している。総人口は7万人から10万人の間、うちノルウェーに4~6万、スウェーデンに1万5千~2万、フィンランドに9千人、ロシアに2千人程度分布していると見られる<sup>(1)</sup>。伝統的にサーミは狩猟、釣り、採集、捕獲などに従事し、特にトナカイの

牧畜は彼らにとって重要な意味を持つ。スウェーデン、フィンランドの森林地帯に留まってトナカイの牧畜を営むグループもあったが、歴史的には多くのサーミ共同体は季節に応じ、山間部と沿岸地域の間でトナカイを移動し、半遊牧的な生活を営んでいた。また、「海サーミ」や「海岸サーミ」としてノルウェーの海岸地域で定住する共同体もあり、狩猟、釣り、農業などを合わせて従事することも珍しくなかった<sup>(2)</sup>。

サーミ人の伝統的共同体は「シーダ (siida)」と呼ばれ、共同体内部における土地、水、天然資源の配分において重要な役割を果たす。共同体の内部において、資源に対する個人の権利が認められるが、狩猟や釣り、トナカイの管理などにおいて共同体構成員間の助け合いは強調される。シーダの内部で土地の分配や相続及び紛争解決について高度なシステムが築かれ、17世紀以降の北欧地域における近代主権国家体制の強化に伴い、そのシステムの弱体化が見られるが、依然サーミ社会の重要な部分となっている<sup>(3)</sup>。今日、深刻な健康問題や極度な貧困などのような、世界各地の先住民族が直面する深刻な問題こそサーミ人達は抱えていないものの、北欧地域における近代的主権国家システムの確立に伴い、彼らもやはり深刻な危機を抱えるようになった。とりわけ、18世紀半ばからの外部移住者の流入に伴い、サーミは伝統的に生活する地域において少数者の地位に転落してしまっただけではなく、近代の国境線の強調により、彼らの言語的、文化的共同体が分断され、最も重要視するトナカイの生業の営みが大きく阻害されることになった<sup>(4)</sup>。

国家やマジョリティ社会による自らの生活、文化への侵蝕に対して、第2次世界大戦後、特に1970年代以降、サーミの人々は彼らの生活、文化を支える上で重要な手段である土地、水、森などをめぐり、国内訴訟などの闘いを通して、一定の成果を勝ち取る<sup>(5)</sup>と共に、「民族」としてのアイデンティティをも徐々に強めてきた。ノルウェーでは、1987年の「サーミ法」でサーミ議会が設置されることになり、現在、同議会はサーミ人の政治団体であると同時に、サーミ民族に影響する様々な分

野において行政責任を担うなど、いわば「民族代表」と「国家行政」の二重の役割を果たすようになっている<sup>(6)</sup>。スウェーデンでは、2011年1月の憲法改正によって、スウェーデン国内におけるサーミの位置づけが「少数民族」から「民族」へ変更されることになり、「サーミ議会法」の下、スウェーデンのサーミ議会は同国のサーミ文化に関する諸問題を監督する最も重要な存在として位置づけられるようになった<sup>(7)</sup>。以下に述べるように、「サーミ条約」への道程は、このような戦後北欧諸国における「民族」としてのサーミ人の意識の高まりの中で展開されたものである。

## (2) 国際条約づくりへの始動

国内裁判や国内立法だけではなく、国際条約を通じた国際法による「民族」の権利を保護する動きは最初サーミ評議会 (Saami Council) から始まった。同組織は1953年に旧ソ連を含めた北欧4カ国のサーミ人の間で設立され、世界でも最も古い歴史をもつ先住民族の国際組織の一つであるといわれる<sup>(8)</sup>。後のサーミ議会 (Saami Parliaments) が設立されるまで、サーミ評議会は実質的に北欧サーミ民族の最高代表機関であった。

このサーミ評議会から1986年にある種の国際条約の締結によるサーミ民族の権利保護を、というアイデアが最初に生まれた。評議会は国際条約を通して、「先住民族としてのサーミ民族の権利を強調」し、北欧地域の「国境が生み出す様々な問題に取り組む」つもりであった。アイデアが生まれてから10年近くの模索を経て、1995年にサーミ条約 (Saami Convention) の締結を、という提案がようやく北欧の地域的国際協力機構である北欧評議会 (Nordic Council) に提出された。これを受け、北欧評議会は条約の必要性や条約の成り立つ基盤などを明らかにするため、ワーキンググループの設置を決定した。翌年にワーキンググループが作られ、北欧三国政府と三国のサーミ議会から各一名、計6名というメンバー構成で、各国政府だけではなく、サーミ民族側との共同作業という形のスタートであった。1998年に同委員会から、条約締結の作業が継続されるべきであり、

具体的な条約案作成のために専門家委員会の設置を行うようにとの勧告を行った。

2000年以降、北欧評議会、北欧閣僚審議会及びサーミ議会の合意でサーミ問題は三者間の新しい窓口である「サーミ協力評議会」(Saami Cooperation Council)に委ねられることになった。同評議会は上記の勧告を受けて、2001年11月に専門家委員会の設置を決定し、翌年11月13日に委員会メンバーの任命を完了した。前記ワーキンググループ同様、専門家委員会の構成についても、三国間また国家とサーミ民族間の対等性に配慮し、各国政府と各国のサーミ議会からそれぞれ1名、計6名という構成であった<sup>(9)</sup>。

### (3) 国際条約に関わる幾つかの問題

上記の経緯で、2003年1月末に専門家委員会はその初仕事(会議)をスタートした訳であるが、サーミ民族の権利保護という本来の議題に入る前に、委員会は幾つかの「条約法的」ともいえる問題にぶつかった。その一つは、サーミ民族を条約の直接の当事者として認めるか否かという問題であった。これについて、委員会は「非植民地化」運動が高まった1960年代以降における民族解放団体などの国際的扱いを研究した結果、次の考えに傾いた。即ち、「植民地化された」または「外国占領下」の「人民」ならともかく、サーミ民族はそのいずれにも該当しない。先住民族としての自決権はこれまで既存国家における「内的自決」という形で実現しているため、条約の署名、批准という主権国家の専権事項に属する国際的次元に上ることはなかった<sup>(10)</sup>。最終的には、サーミ民族を条約の直接の当事者として認めると、将来、同条約は法的拘束力のある文書としての地位が損なわれる恐れがあるという理由で、委員会は北欧三国政府のみを当事者とすることに決定した<sup>(11)</sup>。ただ、それでも通常の国際条約とは違い、次に述べるように、サーミ条約はその発効や改正に当たって、北欧三国政府だけではなく、三国の各サーミ議会の同意も必要だという仕組みとなっている。

もう一つは、条約の適用範囲の問題である。前記のように、サーミ民族は北欧三国だけではなく、

ロシアのコラ半島にも分布している。この事実を重視し、専門家グループ当初の議論として、条約はロシア領内のサーミ人にも適用すべきだとの考えもあった。しかし、国内に多くの少数民族や先住民族を抱えている中、ロシアはサーミ民族だけに「特別」な待遇を認めることが可能なのだろうか。現に国連先住民族権利宣言の採択において、ロシア政府がかなり消極的スタンスを示している。これらを考慮した結果、委員会はロシアへの適用を断念し、北欧三国でまず条約としての合意を目指すことに決定した。ただ、教育や健康、社会サービスのような領域について、北欧三国に居住するロシア連邦出身のサーミ人にも条約の規定が適用されると専門家委員会は考えていた<sup>(12)</sup>。

更に、サーミ条約の位置づけとして、「枠組み条約」とより具体的な「権利条約」のいずれにするのか、という問題もあった。それによって、委員会の条約案作成の技術的作業はもとより、発効後の条約の果たす役割も当然違ってくるからである。専門家委員会はこの問題について躊躇せず後者に決めていたようで、下記で紹介するように、条約案は全体として権利条約となっている。また、条約案の法的基礎について、委員会はそれを国際条約及び北欧諸国を拘束する他の規範的文書と同等に位置づけている。

専門家委員会は3年弱、計15回の会合を経て、2005年10月25日にサーミ条約案を三国政府と三国のサーミ議会に提出することができた。最終草案はそれぞれの政府とサーミ議会での協議や影響アセスメントを経て2007年秋に審議を終了し、条約として採択する予定であった。しかし、実際、2011年春に、三国間でようやく交渉が始められ、5年以内に交渉を終え、条約として発効する予定となっていた。当初の予定より若干遅れたものの、2016年12月下旬に、条約を批准するための三国間合意がようやく達成することとなった<sup>(13)</sup>。

## 2. サーミ条約における権利規定の特徴

条約案<sup>(14)</sup>は通常のように「前文」と「本文」の二部構成を成し、本文は計51カ条で以下のよう

な構成となっている。「第1章 サーミ民族の一般的権利(第1~13条)」、「第2章 サーミの統治(第14~22条)」、「第3章 サーミの言語と文化(第23~33条)」、「第4章 土地と水に対するサーミの権利(第34~40条)」、「第5章 サーミの暮らし(第41~43条)」、「第6章 条約の履行と発展(第44~47条)」、「第7章 最終規定(第48~51条)」。

以下、自決権の規定を中心にサーミ条約の内容及びその特徴を見てみたい。

### (1) 条約を貫く基本的な考え

まずは「前文」でサーミ条約の基本的考えが表明されているが、その表現方式はややユニークである。というのは、「前文」は北欧三国の政府とサーミ議会双方による別々の「態度表明」が行われているからである。まず、三国の政府側はサーミに対して以下のような確認を行った。即ち、サーミは「三国の先住民族」であり、彼らは「国境を跨って居住する一つの民族」として、「自らの文化、社会、歴史、伝統、言語、暮らし及び将来のビジョン」を有する。更に彼らは「自決の権利」を有し、国境を越えた彼らの社会を発展させる特別な必要がある。これに対して、三国のサーミ議会側は、「国境はサーミ民族及び個人の共同体を遮るものではないというビジョンを持ち」、「自決権尊重の重要性を強調し」、「三国の中において一民族として生活することを希望する」との「意思表明」をしている。以下で検討するように、三つの国家の主権と両立しながらのサーミは具体的にどのように自決権を実現していくのか、議論の分かれる問題だが、少なくとも「前文」における双方の「意思表明」から、条約案の根底に次の基本的考えが据えられていると確認できよう。即ち、北欧地域のサーミは一つの先住民族であり、彼らは既存の三国の中にながら、国際法上の自決権に基づき、国境を越えた自らの社会をより発展させる権利があるのである。

### (2) 自決権

自決権について、草案はその「前文」と「本文」ともに明記している。「前文」ではノルウェー、ス

ウェーデン、フィンランド三国「政府」より、サーミは三国の先住民族であるだけでなく、彼らは国境を跨って居住する「一つの民族」として自決の権利を有することを「確認」する。これを踏まえて、「本文」では、三国に居住する先住民族であるサーミは民族として、国際法のルール、規定及び本条約に基づき、自決権を有し、これらの規定に基づき、彼ら自身の経済的、社会的及び文化的発展を決定する権利があると明記されている(第2, 3条)。

これらの自決権条項の挿入をサーミ側の委員達は当初から強く求めていた。彼らは、いかなる条約であれ、自決権の明記は条約を受け入れるための不可欠な条件であると主張した。専門家グループはこの問題を重視し、6名委員の中から更に3名による小委員会が作られた。政府側の任命した委員達もこの問題についてサーミ民族の立場に理解のある態度を示したため、専門家グループの初期の議論において、自決権問題は議論の中心を占めてはいたが、白熱することなくコンセンサスが達成できたのである<sup>(15)</sup>。

では、先住民族としてのサーミにとって、自決権は具体的に何を意味しているのか、また、それがどのように実現されるのか、いわば、自決権の実体とその履行方法は極めて重要である。これらについて、まず目を引くのは、条約案はサーミ議会に大きな権限を認めていることである。

### (3) サーミ議会

条約案によれば、サーミ議会はサーミ民族を代表する最高機関であり、国際法及び同条約の規定に基づき、サーミ民族の自決権を実現するための権限を有する(第14条)。まず、一般的権限として、サーミ議会は国内法及び国際法の下、あらゆる事項に対して独自に決定することができ、サーミ文化やサーミ社会を強化する協力について、国や地域的、更に国内の様々な実体と協定を結ぶことができる(第15条)。サーミ民族に係る「重要事項」の決定については、彼らの文化や暮らし、社会の基本的状況に大きなダメージを与える措置を採択また許可してはならないので、公権力側は

事前にサーミ議会と交渉しなければならない（第16条）。サーミの利益に関わる「その他の事項」の決定についても、公権力側は事前にそれをサーミ議会に提出しなければならず、サーミ議会は公的評議会や委員会において、意見陳述の権利を有する（第17条）。また、国会や関係の委員会は「重要事項」について、要請に基づき、サーミ議会の代表に報告を求めることができ、「その他の事項」についても意見聴取の機会を設けることができる（第18条）。対外的には、サーミ議会は政府間事項についてサーミを代表することができ、三国はサーミの国際組織における発言や国際会議への参加を奨励する（第19条）。更に必要であれば、サーミ議会が組織する民族の合同組織に対して、国による公権力の移譲も可能である（第20条）。

このように、「独自決定権」をはじめ、「交渉権」、公的機関への「意見陳述」、外交へのコミットメント、公権力の移譲など、条約案の下ではサーミ議会に内政と外交の両面において大きな権限が付与されている。このようなあまりにも「野心的記述」は三国の中央政府に少なからずのショックを与えたかもしれない<sup>(16)</sup>。2005年10月に既に出来上がっていた条約案は2007年11月に関係方面の交渉が始まる予定だったが、2011年の初めにようやく開始したのである。

#### (4) 集団的権利

自決権は先住民族の諸権利を擁護するための最も基本的な権利であるならば、人権規約への申し立てや先住民族権利宣言の採択に見られるように、「集団的権利」(collective rights)は先住民族の諸権利を考える上でもう一つの極めて重要な概念となる。この問題はサーミ条約案でどのように扱われていたのか。

実は、国連先住民族権利宣言における「集団的権利」条項の挿入に関する激しい攻防があったことと比べると、サーミ条約案の全文を通して、「集団的権利」という文言自体が見当たらない。アーレン(M. Åhrén)によれば、このような「欠落」が起きたのは、専門家委員会が実際の草案作成の過程で何が集団的権利なのかについて理論的検討

を何も行わなかったからである<sup>(17)</sup>。しかし、彼は国連先住民族権利宣言に比べて、サーミ条約案の方が「集団的権利」と「個別的権利」のバランスがより取られているのだと評価する。彼によれば、先住民族権利宣言にはあまりにも「集団的権利」条項が挿入し過ぎたため、何が「集団的権利」なのかは一層曖昧さが増している。それに対して、サーミ条約案では、専門家グループが問題のデリケートな性質を良く理解していたため、「集団的権利」という表現の代わりに、サーミ民族の権利に言及する場合、「サーミ民族 (people)」を用いることで、「集団的権利」を認めている。例えば、「サーミ民族 (people) 及びサーミ個人 (individuals) は、すべての差別からの保護を確保されることとする」(第7条<非差別および特別措置>)に見られるように、「集団的権利」と「個人の権利」を明確に区別している<sup>(18)</sup>。

#### おわりに：サーミ条約の意味するもの

自決権をキーワードに、サーミ条約の諸規定を見てきた。では、条約に規定されるサーミ民族の自決権はどんな特徴を持ち、また、その行使に当たってどのような課題があるのか、検討してみたい。

まず、先住民族の自決権を明記する世界初の条約案としてのインパクトである。既に別稿で述べた<sup>(19)</sup>ように、先住民族に対する権利保障、とりわけ自決権の承認は2007年の国連総会宣言の採択まで実に四半世紀の年月がかかった。サーミ民族の自決権議論は国連における同様な問題の議論とは時期的に相互影響の関係にあり、時間的にも同じ20年余りを経てサーミ問題の方が最終的に「宣言」ではなく、関係国を法的に拘束する「条約」にまで練り上げたこと自体は評価されるべきであろう。今後、サーミ条約の批准・実施に向けて、フィンランドなどにおける国内法の改正が求められることになるのだが、世界最初の先住民族権利条約として、他の先住民族の権利保護にとってリーディング・ケースとしての影響を持つものと思われる。

ただ、既に紹介してきたように、サーミ議会に大きな権限を与えるなど条約案における自決権「内容」の「野心的記述」とは逆に、北欧三国政府のみを条約の正式な当事者に限定した点からいうと、サーミ条約案の形式は至って「保守」的である。第2次世界大戦後の欧州において、「国家」のみではなく、「地域」や「都市」をも含む重層的な国際協力枠組が既にかなり形成されつつある<sup>(20)</sup>状況を考えると、サーミ条約の「形」は「前衛性」がなく、「保守的」で、「一步後退」の印象すら抱く。

しかし、条約の「形」のこの「保守」さが以下のような意味において、寧ろ同条約の「進歩性」を際立たせるのかもしれない。即ち、サーミ条約に規定される自決権の行使は、国際人権規約から始まる自決権の普遍的適用が一層推し進められる中、「超国家的自決権」の行使という、一つの新しい行使の形態を提示したともいえる。非植民地化後の自決権の問題として常に指摘されるのは、国際法のもう一つの基本原則である領土保全原則との関係である。後者への配慮に、アフリカ諸国の独立運動や1990年代以降のバルカン諸国の新国家樹立において、領土保全原則のパラレルとしてウティ・ボシデティス原則（principle de l'uti possidetis）が注目されていた。また、欧州や国連における自治の議論にみられるように、「内的自決」の充実を図ることで、両者の緊張関係が軽減されるとも考えられてきた。それでも、自決権の行使による既存国家の領土保全への侵害の危惧は国連先住民族権利宣言の最終段階においてもやはり見られたのである。サーミ条約はこの問題について、次のようにユニークな特長を持っている。即ち、条約はサーミ民族の自決権の行使を彼らによる新たな「国家」を形成するのではなく、既存の国家範囲の中で実施すると明確に述べることで、既存国家の領土保全に配慮している。しかし、その自決権の行使は北欧三カ国を一つの単位、即ち、既存の主権国家の枠を超える形で「一つのサーミ民族」として行うので、その限りで、1960年代のアフリカの独立運動や1990年代の東欧新国家樹立に強調されていたウティ・ボシデティス原則から既に逸脱して

いるといえなくもない。

このような自決権は具体的にどのように行使されるのか、例えば、三国それぞれのサーミ議会は独立した自決権行使の「主体」となりうるのか。一国における自決権の侵害は他の国家のサーミ議会にどんな影響を及ぼすのかなど、未知な部分がまだ多い。かかる課題も含めて、このようなかつてない「超国家的自決権」の行使が、政治、経済の諸制度が比較的安定している北欧ゆえの特殊の産物に過ぎないのか、それとも、今後世界各地で数多く存在する同様な先住民族の自決権実現のリーディング・ケースとなるのか、大変注目に値するものである。

最後に、「植民地支配」と「植民地化後」の複合状態に対してどう対処するのかという問題。人民の自決権はその国際法における権利確立の経緯からいえば、大まかに植民地人民の権利から非植民地化後のすべての主権国家を含む権利、という過程を辿ってきた。法的権利としての自決権の確立過程からいえば、先住民族問題は「非植民地後」の自決権問題と位置づけることができよう。しかし、国連自身の取り組みもまた北欧諸国の取り組みも示しているように、先住民族問題の議論は植民地支配を単なる「過去」ではなく、それが過去から今日にも続く問題であると捉えている。今後、このような継続している植民地支配の問題に対して国際社会はどのようなアプローチを練り上げていくのか。この点からも北欧三国の試みが注目に値するものであろう。

#### 注

- (1) Victoria Tauli-Corpuz, "Report of the Special Rapporteur on the rights of indigenous peoples on the human rights situation of the Sami people in the Sápmi region of Norway, Sweden and Finland", A/HRC/33/42/Add.3, 9 August 2016, p.4.
- (2) James Anaya, "Report of the Special Rapporteur on the rights of indigenous Peoples", A/HRC/18/35/Add.2, 6 June 2011, p.4, paras.4-5.
- (3) Ibid, p.5, para.6; 石渡利康『北欧の少数民族社会——その法的地位の研究』高文堂出版社、1986年、114-121頁、同『サーメ権の法的構造』高文堂出版社、1988

- 年, 9-15 頁。
- (4) Ibid, p.5, paras.7-8.
- (5) 詳細について, 桜井利江氏の一連の研究を参照。桜井利江「北欧諸国における先住民族の権利——土地および天然資源に関するサーミの権利の発展をめぐって(一)」同志社法学, 第55巻2号, 2003年, 1-34頁, 同「(二)」第56巻2号, 2004年, 29-77頁; 同「先住民族の権利に関するノルウェー最高裁判例」同志社法学第56巻4号, 2004年, 873-937頁。
- (6) A/HRC/33/42/Add.3, p.4.
- (7) A/HRC/33/42/Add.3, p.11.
- (8) See, Mattias Åhrén, “The Saami Convention”, *Journal of Indigenous Peoples Rights*, No.3/2007 (<http://www.galdu.no/journal.348859.en.html>, accessed on 25 December 2016), p.10. note No.4.
- (9) Timo Koivurova, “The Draft for a Nordic Saami Convention”, *European Yearbook of Minority Issues*, Vol 6, 2006, p.106; M. Åhrén, *ibid*, p.10.
- (10) T. Koivurova, *ibid*, pp.109-110.
- (11) M. Åhrén, *supra*, p.12.; T. Koivurova, *ibid*, pp.110-112.
- (12) T. Koivurova, *ibid*, p.109; M. Åhrén, *ibid*, p.13.
- (13) Ministry of Justice of Finland, “Agreement on the Nordic Saami Convention Reached” (Press release), 21 December 2016 (<http://valtioneuvosto.fi/en/current-issues>, accessed on 30 March 2017)。
- (14) 条約案の非公式英語訳は下記参照。“Draft Nordic Sami Convention”, *Journal of Indigenous Peoples Rights*, No.3, 2007, pp.98-107. or No.2, 2008, pp.169-178 (<http://galdu.custompublish.com/journal.348859.en.html>, accessed on 1 June 2017)。
- (15) M. Åhrén “THE SAAMI CONVENTION”, *Journal of Indigenous Peoples Rights*, No.3, 2007 (<http://galdu.custompublish.com/journal.348859.en.html>, accessed on 1 June 2017), p.15.
- (16) Timo Koivurova, “Can Saami Transnational Indigenous Peoples Exercise their Self-determination in a World of Sovereign State?”, Nigel Bankes and Timo Koivurova, eds. *The Proposed Nordic Saami Convention*, Hart Publishing, 2016, pp.105-124.
- (17) M. Åhrén, *supra*, p.35.
- (18) 第7条ほどではないが, 条約案の中で次の諸規定も(人権に限らないが)「集団的」性質を想起させるものであろう。第9条は(サーミの法慣行):「国は, サーミ民族の法概念, 法的伝統および慣行に然るべき敬意を示すものとする」, 第22条(サーミ地域):「この条約及び国内立法に従い, サーミ民族がその独自の権利を維持することが可能となる地域を確認し, 発展させることを国は積極的に求めなければならない」, 第28条(サーミの教育及び情報):「サーミ社会以外の教育においてサーミ民族の文化および社会が適切に反映されなければならない」, 第31条(伝統的知識および文化的表現):「国は…その伝統的知識及び伝統的な文化的表現を維持するサーミ民族の権利を尊重するものとする」, 第34条(土地と水の伝統的使用):「土地または水の継続的な伝統的使用はサーミにとってこれらのエリアに対する個別的または集団的所有権の基礎を構成する…」。
- (19) 孫占坤「先住民族の権利保護について: 自決権と集団の権利を中心に」明治学院大学国際学部付属研究所年報第14号, 2011年, 41-46頁。
- (20) 漁業などのこれまでの取り組みとして, 柑本英雄『国際的行為体とアイデンティティの変容——欧州沿岸辺境地域会議と共通漁業政策をめぐって』成文堂, 2000年; 石渡利康『北極圏地域研究』高文堂出版社, 1995年, 172-182頁, 参照。